

上松町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)



長野県 上松町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	町の概況	1
ア	自然的・歴史的・社会的・経済的条件の概要	1
イ	過疎の状況	1
ウ	社会経済的発展の方向性	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア	人口の推移	3
イ	産業別構造の推移	6
(3)	行財政の状況	7
(4)	持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7)	計画の期間	11
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	11
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	12
3	産業の振興	15
4	地域における情報化	23
5	交通施設の整備、交通手段の確保	25
6	生活環境の整備	29
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	33
8	医療の確保	38
9	教育の振興	39
10	集落の整備	42
11	地域文化の振興等	44
12	再生可能エネルギーの利用の推進	45
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	46
	【添付資料】事業計画（過疎地域持続的発展特別事業分）	48

1 基本的な事項

(1) 上松町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的及び経済的諸条件の概要

上松町は長野県の南西部、木曽郡のほぼ中央部に立地し、東西 24.5km、南北 13km、総面積 168.42 km²の東西に長い地形です。そして、東には木曽駒ヶ岳(2,956m)を主峰とする中央アルプス山系が連なり、西には卒塔婆山(1,541m)、台ヶ峰(1,503m)などの山々が連なっています。

町の中央部を北から南へ木曽川が貫流し、それに沿って国道 19 号、右岸道路、J R 中央本線が並行して走っています。木曽川左岸には木曽駒ヶ岳に源を持つ滑川、十王沢ほか中小河川の急流が木曽川に注ぎ、右岸にも国有林から小川が流入しており、いずれも急峻な地形を呈しています。これらの河川は幽玄な溪谷を形づくり、木曽五木の森林地帯を流れ、奇勝絶景をなしています。

また、総面積の 94%が森林であり、そのうち 69%と大半を国有林が占めています。耕地や宅地は、合わせてもわずか 3%しかありません。この耕地や宅地は主に、河川沿いの台地、標高 550mから 1,100mの地域に集積しています。

地質は木曽川で分かれた形となっており、東岸は花崗岩の風化生成による土壌で保水力が乏しく、西岸は主として石英斑岩で土壌はおおむね植質土壌です。

気候は内陸性気候で、寒暖の差が大きく冷涼となっています。

上松町の歴史は、1871 年(明治 4 年)の廃藩置県の際、上松村と荻原村が合併し、筑摩県駒ヶ根村と命名しましたが、1881 年(明治 14 年)、上松村、小川村、荻原村の 3 村に分離しました。その後、1888 年(明治 21 年)に市町村制が公布され、1889 年(明治 22 年)に 3 村が合併して再び駒ヶ根村となりました。

そして、1909 年(明治 42 年)10 月の旧国鉄中央線開通や、1915 年(大正 4 年)帝室林野局により森林鉄道が建設された頃から、木材生産が急ピッチに上昇し、それに伴って地域経済も活発になりました。

その後、1922 年(大正 11 年)8 月 1 日には町制の許可を得て、同年 9 月 1 日から町制を敷き、上松町と改称し現在に至っています。

この間、1950 年(昭和 25 年)5 月 14 日の大火災をはじめとする数度の災害に見舞われながらも、そのつど復旧に全力を注ぎ、その後都市計画を施行し、1998 年(平成 10 年)には念願の上松バイパスが開通して現在の町並みを形成しています。

また、行財政の逼迫から全国的に平成の自治体合併が進められました。しかし、当町においては、広域合併を問うた 2004 年(平成 16 年)9 月 26 日の住民投票により自立をすところとなり、新たな町づくりが進められ、2012 年(平成 24 年)9 月には町制施行 90 周年を迎えました。

イ 過疎の状況

上松町の人口は、高度成長期である 1965 年(昭和 40 年)の 10,083 人をピークに減

少に転じ、1985 年（昭和 60 年）には 7,370 人となり、2005 年（平成 17 年）には 6,000 人を、さらに、2015 年（平成 27 年）には 5,000 人をも下回りました。

人口構成をみると少子高齢化が続いており、生産年齢人口が減少し、2010 年（平成 22 年）には 3,000 人を下回りました。

2015 年（平成 25 年）の年少人口割合は 9.5%、生産年齢人口割合が 51.1%、老年人口割合が 39.4%となっています。

高度成長期には 1 万人を超えた人口は、地方と都市の過疎、過密が顕著となるにつれ、若者を中心に減少をはじめ、2000 年（平成 12 年）までは 5 年間の減少率が 5%程度であったものが、2005 年（平成 17 年）以降は減少幅が大きくなり、2015 年（平成 27 年）国勢調査では 4,670 人となり、ピーク時の約半数の人口になるとともに、2010 年（平成 22 年）の国勢調査結果と比較しても 11%と大幅に減少しています。

また、当町の人口減少の要因の一つとして、転入者数を転出者数が上回る社会減少にあり、特に大学進学等をきっかけとした若者流出が大きな課題となっています。

そのような中、町では、住宅施策、空き家対策や木曽郡全体で取り組む「移住・定住ポータルサイト」への参加など、積極的な移住者の受け入れについて取り組んでおり、僅少ではありますが一定の成果が上がっています。

しかしながら、若者の流出は今後も続くものと考えられるため、さらなる取り組みを強化し「誰もが住み続けたい、住んでみたい、帰りたい、選ばれる」上松町を目指し、当町の持続的発展を図っていく必要があります。

ウ 社会経済的発展の方向性

上松町の基幹産業は全国的に有名な「木曽ヒノキ」のブランド名に支えられた林業を基とした製材及び木材加工業で、近年では企業誘致により、自動車部品製造企業等が立地しています。

しかし、林業については「木曽ヒノキ」を主軸に基幹産業としての地位を保ってきましたが、伐採可能な原木が不足しており、また、安価な外国産の木材、工業製品等への転換から、林業を取り巻く環境は厳しさを増しています。このため、木曽ヒノキへの依存体質からの脱却や製材を中心とする構造の改善が求められています。

農業は、主に水稻、牛肉を中心に経営していますが、山間傾斜地かつ零細な耕地面積という地理的条件の中で就業者の高齢化による後継者不足の影響がみられます。このような状況の中、県営中山間地域総合整備事業等諸制度を導入し、当町に即した農業環境づくりを進めているほか、農産物加工施設の整備、地場産品開発と販売に努めています。また、近年は、農業振興及び遊休荒廃地対策、獣害対策などの目的からエゴマをコア地域資源と位置付けた生産体制づくりを推進しています。

観光業では、国定公園に指定された木曽駒ヶ岳と寝覚めの床、赤沢自然休養林などをはじめとする観光施設がありますが、観光客数は 2013 年（平成 25 年）までは年間 30 万人台前半で（観光地利用者統計調査）横ばいに推移していましたが、2014 年（平成 26 年）の御嶽山の噴火災害後、また、直近の新型コロナウイルス感染症の影響により観光客が大幅に減少しており、2020 年（令和 2 年）には約 7 万人まで落ち込んでいま

す。このような状況の中、森林セラピー基地として認定されている赤沢自然休養林や、国定公園に指定された木曽駒ヶ岳、寝覚の床などを中心に広大で豊かな自然環境を活かした観光施策に積極的に取り組む必要があります。

（２）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移

国勢調査では、当町の総人口は1965年（昭和40年）の10,083人をピークに減少に転じ、1985年（昭和60年）には7,370人となり、2005年（平成17年）には6,000人を、さらに、2015年（平成27年）には5,000人をも下回りました。

2000年（平成12年）までは5年間の減少率が5.0%程度であったものが、2005年（平成17年）以降は減少幅が大きくなり、2015年（平成27年）では11.0%にまで拡大しています。

人口構成をみると少子高齢化が続いており、生産年齢人口が減少し、2010年（平成22年）には3,000人を下回りました。

2015年（平成27年）の年少人口割合は9.5%、生産年齢人口割合が51.1%、老年人口割合が39.4%となっています。

また、住民基本台帳人口では2015年（平成27年）は4,840人でしたが、5年間で586人減少し、2020年（令和2年）は4,254人となっています。この間においては、全ての年齢区分において人口が減少しています。人口構成の比率は大きな変化はないものの、生産年齢人口と年少人口割合は微減、老年人口割合は微増し、2020年（令和2年）の年少人口割合は9.1%、生産年齢人口割合が48.9%、老年人口割合が42.0%となっています。

こうした人口動向から将来人口の見通しを推測すると、今後さらなる過疎化が進行すると考えられることから、これまでの過疎化対策などを精査し、これまで以上に積極的な過疎化対策政策を進める必要があります。

表 1－1（１）人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,643		人 10,083	% 4.6	人 8,424	% △16.5	人 8,082	% △4.1	人 7,654	% △5.3
0 歳～14 歳	3,143		2,834	△9.8	2,157	△23.9	1,810	△16.1	1,543	△14.8
15 歳～64 歳	5,914		6,561	10.9	5,413	△17.5	5,259	△2.8	4,990	△5.1
うち 15 歳～29 歳 (a)	2,179		2,264	3.9	1,663	△26.5	1,449	△12.9	1,353	△6.6
65 歳以上 (b)	586		688	17.4	854	24.1	1,013	18.6	1,121	10.7
(a)/総数 若年者比率	% 22.6		% 22.5	—	% 19.7	—	% 17.9	—	% 17.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 6.1		% 6.8	—	% 10.1	—	% 12.5	—	% 14.6	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,370	% △3.7	人 6,997	% △5.1	人 6,641	% △5.1	人 6,376	% △4.0	人 5,770	% △9.5
0 歳～14 歳	1,346	△12.8	1,177	△12.6	988	△16.1	876	△11.3	683	△22.0
15 歳～64 歳	4,777	△4.3	4,355	△8.8	3,927	△9.8	3,596	△8.4	3,169	△11.9
うち 15 歳～29 歳 (a)	1,164	△14.0	1,041	△10.6	929	△10.8	854	△8.1	731	△14.4
65 歳以上 (b)	1,247	11.2	1,465	17.5	1,726	17.8	1,904	10.3	1,918	0.7
(a)/総数 若年者比率	% 15.8	—	% 14.9	—	% 14.0	—	% 13.4	—	% 12.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 16.9	—	% 20.9	—	% 26.0	—	% 29.9	—	% 33.2	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,245	% △9.1	人 4,670	% △11.0
0 歳～14 歳	564	△17.4	442	△21.6
15 歳～64 歳	2,775	△12.4	2,387	△14.0
うち 15 歳～29 歳 (a)	570	△22.0	468	△17.9
65 歳以上 (b)	1,906	△0.6	1,838	△3.6
(a)/総数 若年者比率	% 10.9	—	% 10.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 36.3	—	% 39.4	—

表 1－1（2）人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 6,363	—	人 5,841	—	% △8.2	人 5,419	—	% △6.9
男	3,055	% 48.0	2,815	% 48.2	% △7.9	2,604	% 48.1	% △6.6
女	3,308	% 52.0	3,026	% 51.8	% △8.5	2,815	% 51.9	% △7.2

区 分		平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 4,840	—	% △2.2	人 4,254	—	% △12.1
男 (外国人住民除く)		2,351	% 48.6	△1.7	2,091	% 49.2	△11.1
女 (外国人住民除く)		2,489	% 51.4	△2.7	2,163	% 50.8	△2.7
参 考	男(外国人住民)	13	0.6	1.1	12	0.6	△7.7
	女(外国人住民)	49	2.0	1.0	53	2.6	8.2

区 分		令和 3 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)		人 4,143	—	% △2.2
男 (外国人住民除く)		2,037	% 49.2	△1.7
女 (外国人住民除く)		2,106	% 50.8	△2.7
参 考	男(外国人住民)	10	0.5	△16.7
	女(外国人住民)	54	2.6	1.9

表 1－1（3）人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所推計）

	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2060 年
老年人口	1,775	1,682	1,567	1,437	1,295	1,150	1,015	743
生産年齢人口	2,015	1,708	1,430	1,196	1,000	822	663	445
年少人口	375	307	258	215	177	146	119	80
総人口	4,165	3,697	3,255	2,848	2,472	2,118	1,797	1,268

イ 産業別構造の推移

産業別の就業人口では、1985 年（昭和 60 年）と 2015 年（平成 27 年）で比較をすると、就業者人口が 1,482 人、率にして約 40%減少しています。産業別に見ると、全産業で就業者数は減少しており、特に第一次産業では率にして 70%以上の就業者が減少しています。

また、同じく就業人口割合は第一次産業の割合が著しく減少し、10%以下となっています。その一方で、第二次産業の就業者割合は概ね横ばい、第三次産業の就業割合は増加しています。

表 1－1（４）産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,241		人 4,746	% 11.9	人 4,191	% △11.7	人 4,064	% △3.0	人 3,854	% △5.2
第一次産業 就業人口比率	% 31.9		% 25.4	—	% 29.8	—	% 26.1	—	% 22.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 51.7		% 33.4	—	% 29.4	—	% 30.4	—	% 30.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 16.4		% 41.2	—	% 40.8	—	% 43.5	—	% 41.2	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,785	% △1.8	人 3,492	% △7.7	人 3,283	% △6.0	人 3,128	% △4.7	人 2,751	% △12.1
第一次産業 就業人口比率	% 16.3	—	% 13.3	—	% 9.9	—	% 9.6	—	% 9.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 32.5	—	% 34.3	—	% 34.8	—	% 33.2	—	% 30.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 51.2	—	% 52.4	—	% 55.3	—	% 57.2	—	% 60.1	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,494	% △9.3	人 2,303	% △7.7
第一次産業 就業人口比率	% 7.7	—	% 7.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 31.1	—	% 30.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 60.8	—	% 61.6	—

(3) 行財政の状況

急激な過疎化・少子高齢化が進行する中で、生活様式の変化や価値観の多様化を背景に、町民の行政に対する要望や期待感はますます増大しており、様々な住民ニーズや時代とともに生じる新たな行政課題に積極的に対応していくことが求められています。

そのような中、1951 年（昭和 26 年）に建築された役場庁舎は、老朽化が著しく、耐震性能も不足しており、満足のいく行政サービスが提供できない状態でしたが、防災拠点としての機能を持たせた新役場庁舎建設工事に 2019 年度（令和元年度）から着手し 2021 年（令和 3 年）3 月に完成となり、2021 年（令和 3 年）5 月より新庁舎での業務を開始しました。このことにより、町民に対する行政サービスが図られるとともに、業務の円滑化が図られました。

今後は、さらに多様化・複雑化することが予測される行政需要に応えていくため、事務の合理化・簡素化・効率化、それに伴う職員配置等の徹底した見直しや職員の意識向上を図り、協働のまちづくりを継続して推進していく必要があります。

また、当町の財政状況は、2018 年度（平成 30 年度）決算では、実質公債費比率 5.4%、将来負担比率は 17.0%と健全な状態となっていますが、過疎化、少子高齢化の進展により町の財政は厳しさを増しています。

前述したとおり 2019 年度（令和元年度）から新役場庁舎の建設に着手し、建設に要する財源は基金として準備してありましたが、一部は一般財源を充てています。これ以外にも、多くの財源を要する事業が予定されていることから、次の世代の負担とならないように、健全な財政の維持が不可欠です。

また、税負担の公平性の堅持は大変重要であり、滞納額の減少は重要な課題です。納税環境の整備を進め納税者の利便性を図るとともに、滞納者への厳正・公平な税金の徴収を進める必要があります。

表 1－2（１）町財政状況

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	3,593,113	3,727,682	3,723,967	4,252,607
一般財源	2,587,897	2,604,249	2,668,888	2,553,988
国庫支出金	219,646	142,391	229,581	176,452
都道府県支出金	142,812	140,877	157,799	170,758
地方債	249,100	525,343	286,500	805,500
うち過疎債	126,400	360,300	124,400	576,200
その他	393,658	314,822	381,199	545,909
歳 出 総 額 B	3,482,548	3,638,097	3,611,351	4,073,642
義務的経費	1,492,470	1,351,231	1,330,325	1,343,366
投資的経費	355,119	602,281	390,144	571,140
うち普通建設事業	352,653	594,073	381,585	541,719
その他	1,508,559	1,684,585	1,766,482	1,582,936
過疎対策事業費	126,400	360,300	124,400	576,200
歳入歳出差引額 C(A－B)	110,565	89,585	112,616	178,965
翌年度へ繰越すべき財源 D	19,877	13,383	53,007	110,050
実質収支 C－D	90,688	76,202	59,609	68,915
財政力指数	0.28	0.26	0.24	0.24
公債費負担比率(%)	20.4	15.7	13.6	13.6
実質公債費比率(%)	12.6	9.6	7.0	5.2
経常収支比率(%)	86.5	82.9	81.7	86.0
将来負担比率(%)	128.4	59.7	30.1	37.2
地方債現在高(千円)	4,227,036	4,137,548	3,954,989	4,289,319

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改 良 率(%)	57.3	47.4	55.0	60.9	62.7
舗 装 率(%)	44.4	57.9	70.9	73.8	75.5
農 道					
延 長(m)	—	—	—	—	26,523
耕地 1ha 当たり農道延長(m)	48.4	70.2	71.3	101.1	110.5
林 道					
延 長(m)	—	—	—	—	45,190
林野 1ha 当たり林道延長(m)	9.0	10.2	9.9	8.6	8.6
水 道 普 及 率(%)	83.9	93.0	95.0	97.9	98.2
水 洗 化 率(%)	0	0	0	71.5	80.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

(4) 持続的発展の基本方針

当町はこれまでの過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎対策事業債の発行や国庫補助などの国の支援を受けながら、産業基盤・生活環境の整備、福祉サービスの充実や教育の振興など各分野において地域の活性化や自立促進を図るとともに、住民福祉の向上や地域間格差の是正に向けて総合的な対策を講じてきました。これらの対策により、道路や生活環境施設等の整備が着実に進むとともに、地域が抱える課題の解消に向けた取り組みを行ってきました。

しかしながら、こうした取り組みを行ってきてもなお、若年層を中心とする人口流出、急激な少子高齢化の進行、地域社会や産業を支える担い手や後継者不足など大きな問題を抱えています。

このような状況の中、これからの上松町は山積する様々な課題に対し、住民、企業、各種団体、行政が連携して取り組む協働のまちづくりにより、当町が有する雄大な自然や森林（もり）と共生した「明るいまちづくり」を推進するとともに、U I J ターンによる移住・定住の拡大や、豊かな自然環境資源を活用した交流人口の増加による地域活性化に努め、自然や、森林と共生した明るいまちづくりが実現することで、住民が充実感を持つことができ、また、だれもが住み続けたい、住んでみたい、帰りたい、選ばれるまちづくりを進めていく必要があります。

こうした中で、令和3年度（2021年度）から新たにスタートした「第6次上松町総合計画」、「第2期上松町総合戦略」等と整合性を図り、当町が今後、持続的発展をしていくための基本方針を次のとおりとします。

【基本理念】

悠久の大自然と森林（もり）が育む文化と歴史を守りつつ、新しい時代に向け一人ひとりの命を大切にし、だれもが住み続けたい、住んでみたい、帰りたい、選ばれる上松町を目指します。

この基本理念に基づき、町を目指すべき姿として以下の5つを柱とした施策を推進し、本計画を策定します。

1. 一人ひとりのいのちが輝く 笑顔あふれる “あげまつ”

平均寿命が延伸するなか、健やかに生き生きと暮らし続けることは、誰もの願いです。また、豊かな生活を送るためには、健やかな子どもを育てるための支援や学校での学び、それぞれが目標を持って生涯学習し続けその学びを地域に還元することも必要です。町民一人ひとりの生活への支援や学びの機会の提供が課題です。

そこで、「一人ひとりのいのちが輝く 笑顔あふれる “あげまつ”」を目指します。

2. 地域の自然と 人の心にやさしい “あげまつ”

町には、豊かな自然や森林、様々な観光メニューなど多くの地域資源があります。また、上松町の人材は、おもてなしの心を大切に、誰にでも優しく接することができます。

ます。

これら地域の自然や人の優しさを観光や上下流交流に役立てていくことが課題です。また、地域の財産でもある自然を守るための取り組みも課題です。

そこで、「地域の自然と 人の心にやさしい “あげまつ”」を目指します。

3. 地域とともに歩む 魅力ある産業が息づく “あげまつ”

町内には、自然環境や豊かな森林などの地域資源を活かした産業が多く見られます。一方、農林業の後継者不足、商工業の衰退なども見られます。今後、持続可能なまちづくりを行うためには、これら産業の活性化が課題です。

そこで、「地域とともに歩む 魅力ある産業が息づく “あげまつ”」を目指します。

4. 安全・安心で快適な生活基盤に支えられた “あげまつ”

日々の生活を安全に安心して暮らし続けることは、町民誰もが望むことです。そのためには、様々な社会基盤が整い、また、防災、防犯も十分な町であることが求められています。町民誰もが安全、安心して快適に暮らし続けるための取り組みが課題です。

そこで、「安全・安心で快適な生活基盤に支えられた “あげまつ”」を目指します。

5. 町民への行政サービスを持続することのできる “あげまつ”

近年、厳しい財政状況のなかでも、町民の生活の質の向上に向けた取り組みが行われています。今後、さらなる少子高齢化の進展やより厳しい財政状況が予想されており、行政サービスの質の維持が課題です。

そこで、「町民への行政サービスを持続することのできる “あげまつ”」を目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)の基本方針に基づき、当町における地域課題の解決及び地域の持続的発展に向け、基本目標を以下のとおり設定します。

人口に関する目標

	2020 年 (令和 2 年)		中間目標 2025 年 (令和 7 年)	目標 2030 年 (令和 12 年)
総人口	4,370 人		4,080 人	3,809 人

人口に関する目標は、第6次上松町総合計画及び第2期上松町総合戦略、第2期上松町人口ビジョンとの整合性を図るものとしています。

当町の5つの目指すべき姿に基づいた各施策を展開していきながら、魅力を高め、住み続けたい、住んでみたい、帰りたいと思える上松町とすることで、人口の減少幅を抑制していきます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

上松町過疎地域持続的発展計画が実効性のある計画として常に機能し続けるよう、PDCAサイクルに基づいて内部で評価・検証を毎年度行い、今後の課題等を整理します。評価・検証結果や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて施策等の内容を見直しながら、計画に沿った施策等の効果的な推進を図ります。

(7) 計画の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

当町では、人口減少と人口構造の変化に伴う公共施設の利用需要の変化などの状況を踏まえ、当町における今後の公共施設等の適切な規模とあり方を検討しつつ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って適正な維持・管理（更新・統廃合・長寿命化）を計画的に行うことにより、将来の財政負担の軽減・平準化及び、その最適配置を実現するための基本的方向性を示す「上松町公共施設等総合管理計画」を2017年（平成29年）に策定しています。

今後、本計画における公共施設等の整備事業については、上松町公共施設等総合管理計画との整合性を図り、費用対効果を十分に考慮し地域の持続的発展のために実施することとします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

当町における人口減少の要因のひとつは、転入者数を転出者数が上回る社会減少にあり、特に大学進学等をきっかけとした若者の流出が大きな課題となっています。このことに伴う過疎化や、少子高齢化による後継者不足が産業の衰退を招き、さらには空き家の増加による地域活力の低下を招き、地域コミュニティの維持が困難になるなど、過疎地域の振興を目的とした定住促進に悪影響を及ぼしています。

一方、日本社会では急速なデジタル化の進展により、リモートワークによる地方移住が注目され、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方移住への関心は一層高まっています。当町も、移住などの相談件数は、近年増えつつありますが、人口流出を補うまでに至っていない状況です。

こうした社会情勢の変化の中、移住定住を促進し、人口減少を抑制するため移住定住者向け住宅の整備や、空き家バンク制度を活用した空き家の利活用などの住環境整備を図りつつ、豊かな自然等「上松町の魅力」をさらに高め、町内外に向け積極的に情報発信することで移住先として選ばれ、多くの移住者を受け入れる地域となる必要があります。

イ 地域間交流の促進・人材育成

木曽川の上下流交流として、1961年（昭和36年）に愛知用水が完成し、木曽川の水が下流域の農業、工業、上下水道用水として活用されており、木曽地域は、中京方面の水瓶として重要な役割を果たしていることから、友好自治体である愛知県豊明市をはじめとする下流域自治体住民に対して、上松町民と連携した赤沢自然休養林での植樹や森林保護体験会、また、木曽川下流域で実施される物産イベントへの出展等、当町のPRを進めてきました。

また、1985年（昭和60年）に和歌山県那智勝浦町と友好都市として提携し、文化展での絵画交流、物産展での特産品販売による相互交流なども行われてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により人的交流の場であるイベント等の多くが中止となり、地域間における連携やコミュニケーションの衰退などが懸念されます。

人材育成の面では、協働のまちづくりを進めるためには地域に根付いた人材や団体が必要です。町内では、個人やNPO法人、各種団体などが協働のまちづくりに取り組んでいますが、長期的な取り組みを継続するためには、このような活動においてリーダーシップを発揮できる「まちづくりのリーダー」を育成することが求められています。

また、上松町外にも、町出身者で様々な分野で活躍されている方が数多くいます。これらの町外で活躍されている方々の知恵やネットワークをまちづくりに活かしていく

ことも必要となっています。

(2) その対策

ア 移住・定住

人口減少を抑制し活力あるまちづくりを進めるには、若者の定住や帰郷、移住を促進することが必要であり、そのためには住みたい・住んでみたい、帰りたい、選ばれるまちづくりを推進する必要があります。

このことから、移住定住希望者のニーズを把握するため、相談窓口の設置やインターネット等を活用した情報提供を行うことにより、希望者の増加を図ります。

また、若者世代の流出に伴う少子化の進行に歯止めをかけるため、結婚の望みをかなえる婚活支援や、結婚し新生活を安心して送るための支援、安心して子育てができるための支援等を充実させ、当町に住みたいと思ってもらえる環境の整備を推進します。

進学や就職などで地元を離れてしまう子どもたちが、ふるさとである上松町に帰りたいと思えるような郷土愛醸成のため、地域と連携した学校教育の充実を図ります。

近年増加傾向にある空き家問題については、空き家バンク制度の周知を進め、物件登録数の増加を図ることにより、町内利用希望者や町外からの移住希望者とのマッチング支援を実施します。さらに、移住定住希望者を対象とする町営住宅の整備や既存の公営住宅等の適切な維持管理を実施し、良好な住環境の維持に努めます。

また、木曽広域連携において、木曽地域の関係町村と連携した移住に関する合同相談会や移住交流イベント、移住交流ツアー等の実施、移住・定住ポータルサイトへの参加をすることにより、上松町をはじめとする木曽地域の魅力を発信していきます。

イ 地域間交流の促進・人材育成

木曽川の上下流交流を積極的に推進するため、すでに実施している交流事業を始め、新たな交流事業の検討を行うとともに、官民間問わず、町民が積極的にかかわることができる体験など多様な交流を推進し、当町への愛着や、強い思いを寄せてくれる関係人口の創出に努めます。

また、下流域自治体の森林環境譲与税を、上流域である当町をはじめとする木曽地域の森林環境整備や、木材・木製品の利用促進につなげられるよう下流域自治体との連携を強化します。

人材育成では、まちづくり、地域づくりを目指す町民に学ぶ機会を提供し、協働のまちづくりを推進するとともに、町外で活躍する上松町出身の人材を発掘し、まちづくり活動に協力いただく際の活動支援や、まちづくりネットワーク等の構築について検討します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1)移住・定住		上松町	
	(4)過疎地域持 続的発展特 別事業	空き家片付け・改修促進 事業	〃	
		結婚祝い金事業	〃	
		結婚新生活支援補助金	〃	
		UIJ ターン就業・創業移住 支援事業		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア 農業

上松町の農業は、肉用牛の飼育、米・野菜の栽培が中心となっています。しかし、主要な耕作地が標高 550m から 1,100m の間に位置しており、山間傾斜地に狭隘な農地が点在するなど、厳しい環境のなか農業・畜産が営まれています。

一方、農業産出額は微増傾向にあるものの、農家数は減少しています。農家の高齢化は深刻であり、2015 年（平成 27 年）には平均年齢が 70 歳となりました。また、後継者不足も顕在化し、より厳しい山間部や林縁部の農地が遊休、荒廃化し、その結果、鳥獣被害が年々深刻になりつつあります。

このようななか、上松町農業委員会は、それぞれの担当地区の農業者の意向などを毎月農業委員会で情報共有しています。

このような取り組みによって、遊休農地の再利用として獣害に強い「エゴマ」の栽培に取り組み、遊休荒廃農地の解消や周辺農地への獣害の軽減といった効果が現れています。

町では、魅力ある農業を実現するため「人・農地プラン」を基に取り組みを始めています。しかし、担い手となる団体は上松町特産品開発センター利用組合と上松町機械化営農組合の 2 組織しかない状況ですが、その取り組みに期待が寄せられていますが、民間の企業誘致も含め外部の力を積極的に取り入れて行く必要もあります。

イ 林業

上松町の森林面積は、16,083ha であり地域総面積の約 95%を占めています。また、その歴史的背景から国有林が 10,816ha と森林の約 67%を占めています。この国有林から産出される天然の「木曽檜」はブランドとして市場でも高い評価を得ています。

一方、長期にわたる木材価格や木材需要の低迷は、林業を取り巻く環境を悪化させ、林業の担い手不足や林業従事者の高齢化等により、適切な経営や管理が行き届かない森林の増加を招く原因となっています。

森林は、地域の財産であるとともに、多面的、公益的機能を備え、人の生活に必要不可欠であることから、森林を健全な状態に維持するための整備が求められています。

このような森林の機能を維持するため、木曽川下流域の住民や企業、各種団体の理解も深まり、木曽広域連合と愛知中部水道企業団との間の森林整備協定に基づき、2006 年度（平成 18 年度）から間伐等森林整備に取り組んでいます。また、「長野県森林づくり県民税（森林税）」による里山の整備や「森林経営管理制度（森林環境譲与税）」において森林の適切な経営・管理の取り組みを開始しています。

今後は、この森林環境譲与税等を有効に活用し、森林の整備に取り組むことが必要です。

ウ 水産業

町内を流れる木曽川、小川、滑川、十王沢川やその支流には、ウグイ、ヤマメ、イワナなどの川魚や溪流魚が生息しており、木曽川漁業協同組合が放流等の事業に取り組んでいます。

町内では、才児ヤマメ養殖漁業生産組合が稚魚の養殖に取り組んでいます。

川魚は、溪流での釣りや食堂等での提供など、観光と密接に関わっており、町の重要な観光資源のひとつとなっています。

しかし、近年治水事業の進捗や自然災害による溪流の荒廃等により、生息環境が大きく変化しています。今後も貴重な川魚や溪流魚を守りながら活用していく取り組みが不可欠です。

エ 商業

町の商業における年間売上額は、1994 年（平成 6 年）の約 68 億円から、2016 年（平成 28 年）の約 28 億円まで減少しています。これと連動して事業所数、従業者数も同様に減少しています。

町の商業は家族経営型の小規模店舗が多く、事業としての魅力の減退、高齢化による後継者の不在等を原因として、店舗の継続が難しくなり、空き店舗が点在しています。

さらに、近年はインターネットなどの通信販売も盛んとなり、この傾向が町内の商業をさらに衰退させています。

このような状況のなか、上松町商工会では定期的なイベント等の開催等に取り組んでいますが、その効果は十分とは言えません。また、買い物が困難な高齢者のために買物環境向上支援事業を活用し、町内の 2 つの事業所が移動販売に取り組んでいます。

地域公共交通バスの運行により、上松駅前へのアクセスの利便性が高まっており、交通結節点としての機能も向上していることから、今後は、駅周辺の活性化が課題です。さらに、町役場庁舎の建設に伴い、新たな人の流れを契機とした、中心市街地の活性化策について検討すること求められています。

オ 工業

上松町の工業は、従来からの地場産業である木材産業に加え、電子部品や自動車部品を取り扱う企業が立地しており、多くの町民の働く場となっています。

一方、2008 年（平成 20 年）に 18 社であった企業数は、2011 年（平成 23 年）には 22 社まで増加しましたが、その後減少に転じ、2017 年（平成 29 年）には 13 社となっています。

また、従業員数は 2008 年（平成 20 年）に 524 人であったものが、増減を繰り返しつつ減少し、2017 年（平成 29 年）には 463 人となっています。

さらに、自動車関連工業の 3 社が製造品出荷額の 91.6%を占めており、それ以外の企業は中小零細であることが伺えます。

今後は、この中小零細企業の事業継続について、上松町商工会と連携して取り組む必要があります。また、進学等で一旦町を離れた若者が、帰郷したくなるような働く場の確保が課題です。

カ 観光

上松町の観光資源は木曽檜が広がり日本三大美林のひとつである赤沢自然休養林をはじめ、木曽八景に数えられる木曽の棧、寝覚の床、小野の滝、木曽駒ヶ岳並びに風越山などがあります。赤沢自然休養林は、2006年（平成18年）4月に林野庁の森林セラピー基地としての認定に伴う知名度アップや森林浴の効果が話題となるなど、入園者は増加傾向にありました。しかし、観光バス運行規定の改正をはじめ、2014年（平成26年）に発生した御嶽山の噴火の影響が大きく、大幅に減少しました。また、上松町の玄関口である寝覚の床などは、観光の中継点としてのドライブインが廃業したことで閑散となりました。さらに、2019年（令和元年）12月に発生した新型コロナウイルスのパンデミックは日本経済に大きな影響を与え、特に2020年（令和2年）4月に緊急事態宣言が発出され、これに伴う移動自粛等により、観光業も大打撃を受けました。

一方、上松町観光協会は一般社団法人として法人化し、広域連携などによる周遊型観光への対応、体験型観光メニューの開発等、より組織的な観光振興への取り組みが可能となりました。

町の観光シーズンは春から秋にかけての期間が主となっています。観光客の多くは通過型観光で、その数も減少しています。

今後は一年を通して訪れてもらえるような「目的地として選ばれる観光」を目指し、リニア中央新幹線の開業を見据えた中央との繋がりやインバウンドを意識した「ここでしかできない体験型観光」など、繰り返し訪れたいリピーターを獲得するための対応が必要です。

キ 企業誘致

上松町では、その地形的特徴から大規模な工業等の用地の確保が難しく、積極的な企業誘致に取り組むことができません。

また、既存の企業等においても、現況の敷地に面積等の様々な制約があり、工場等の拡張が難しく、工業等の振興に影響を及ぼしています。

一方、近年高速交通網や高速通信網を利用したテレワーク、サテライトオフィスなど、新たな働き方が注目を集めており、特に新型コロナウイルスの影響によりその取り組みが進みました。また、個人のライフステージに応じた働き方を実現するために起業する者も増加しています。

町内に魅力ある働く場を確保するために、企業誘致の検討を行うとともに、起業等を支援する取り組みが求められています。

(2) その対策

ア 農業

次世代の担い手の発掘と、特産品の開発等による儲かる農業・畜産（牛、豚、鳥等）を営むことのできる町を目指し、営農組織等への支援を強化し、当町の農業・畜産の維持や、才児牧場の円滑な運営及び有効活用の推進を図ります。

農業を通じた交流として町民による土いじりや、収穫体験の場を提供し農業体験を通じての地産地消や食育に取り組むとともに、農産物の都市部での直売への取り組みを強化することにより農業を通じた交流促進に努めます。

また、上松町産の農産物について、観光・商業等の関連代替との連携を深め、加工・販売まで一貫して取り組む6次産業化を推進し、物産イベントだけでなく、ふるさと納税返礼品等、農産物加工品の販路拡大に取り組みます。

新たな担い手づくりの取り組みでは、U・I・Jターン、定年帰農など、新規就農者や農業従事者の積極的な受け入れに取り組み、国や県などが実施する農業次世代投資事業や地域おこし協力隊制度を活用し、農業・畜産の担い手を育成します。

また、魅力ある農業への取り組みとして、国や県と連携を強化し、農業・農村が多面的機能を発揮するための地域活動や営農の継続、新たに取り組む民間企業等に対し支援を行うとともに、農道や水路等、農業生産基盤の整備、維持・管理に努めます。営農意欲の減退や耕作放棄地の拡大を防ぐため有害鳥獣による農作物被害防止も積極的に取り組み、農業の省力化、軽労化や高品質な農作物の生産を実現するためスマート農業の導入を検討します。

イ 林業

森林とともに歩んだ歴史を活かしつつ、時代のニーズに即した森林とのかかわりを活力とするため、森林経営管理制度等により、計画的に機能に応じた適正な森林整備、林業経営の効率化と森林管理の適正化や森林整備に必要な作業路網の整備に取り組み森林が持つ多面的機能を最大限に発揮させることに努めます。

また、森林環境譲与税を有効に活用し、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の普及促進に積極的に取り組みます。

木曽川上下流交流による下流域の住民や町民、各種団体、行政等の協力を得て森林整備等、森林を守る活動を行い、森林が持つ多面的な公益機能と地球環境の保全につながる森林の役割に対する理解を深める取り組みを行います。

担い手の確保については、次世代を担う林業従事者の確保を図り、林業のための技能や技術習得を支援するとともに、長野県林業大学校、長野県上松技術専門校、木曽青峰高校等と連携し、森を守り、育て、利用するための「学びの場」の充実と担い手として町内への定住を促進します。

森林の適正な更新及び造林木の確実な成長を図るため、鳥獣被害防止対策、森林病害虫の駆除及び予防に努め、木材の価値創出として間伐材を製材加工するなど「付加

価値」を高める体制づくりを検討し、人工林木曽ヒノキや信州プレミアムカラマツのブランド化に努めます。

ウ 水産業

溪流魚が生息できる自然環境を守り、活用することで自然と共生するまちを目指し、溪流魚等の生息環境維持の推進を図り、養殖産業の支援とともに木曽川漁業協同組合との連携強化に努めます。

また、ヤマメ、イワナ等の溪流釣りを観光資源として活用するための検討を行うとともに、水産資源を活用した特産品の開発に取り組みます。

エ 商業

賑わいとふれあいの商店街がある町を目指し、上松駅周辺商店街の活性化への取り組みを強化し、商業活性化や事業の継続に必要な補助金等の利用促進に努めます。

また、後継者不足等により増加傾向にある空き店舗の有効活用について、上松町商工会等、関係機関との連携を強化し、後継者やリーダーの育成支援に取り組みます。

消費者の負担軽減と利便性の向上のため、店舗のキャッシュレス決済導入等に向けた取り組みを支援します。

オ 工業

伝統工芸や既存企業の支援を通じて、若者が魅力とやりがいを感じることができる働く場が十分に確保された町を目指し、上松町商工会との連携を強化し、中小零細企業の事業の継続、拡充を図り、中小企業者が取り組む町内への工場の新設、増設等生産体制の拡充を図るための投資に対し、補助制度の積極的な利用促進をすることで、雇用の増大と産業の活性化を図ります。

木材を使用した工業振興では、新たな商品開発、販路拡大を支援するとともに、「木曽ヒノキ」ブランドを活かし、在来工法による木造住宅需要の拡大に取り組みます。

長野県上松技術専門校等と連携し、伝統工芸等木工技術の継承の取り組みにあわせ、U・I・Jターンなど、新たな人材の発掘と就業支援に取り組みます。

カ 観光

森林（もり）と水と山に囲まれた、歴史とひのきが織りなす観光の街を目指し、赤沢自然休養林、木曽駒ヶ岳、寝覚の床等をはじめとする既存観光資源や、中央アルプス国定公園等の有効活用に積極的に取り組みます。

赤沢自然休養林は森林セラピー基地としての利用促進及び利用者等の受け入れ態勢の強化に取り組みます。

また、中央アルプス国定公園の一部である寝覚の床は、既存観光資源はもとより、周辺観光関連施設の付加価値の向上と環境整備に取り組み、上松町の観光拠点となるべく取り組みを強化します。

同時に新たな観光への対応も検討し、上松町観光協会等、関係機関との連携により外国人観光客への対応や「学び」や「体験」、「食」、「交流」など天候に左右されない観光コンテンツ等の観光メニューの開発に努め、観光客の地域内消費を促すため、新たな特産品開発や滞在型観光の推進を図ります。

観光広域化への対応として、長野県観光機構や周辺町村と連携し観光の広域化に取り組むとともに、広域的な観光地域づくり法人（DMO）の設置について関係町村と検討を進めます。

また、木曽地域に唯一の施設となる木曽広域連合が管理する文化公園について、適正に改修等を行い木曽地域への観光誘客を図ります。

キ 企業誘致

働きがいのある職場があるとともに、新たな働き方を支援するまちを目指し、上松町の条件に合った企業の誘致について検討をするとともに、新たな働き方に対応した企業の誘致として、テレワーク、サテライトオフィス等の基盤整備を推進します。

また、小規模、零細事業者、新たに起業等を検討している事業者向けのシェアオフィス等の設置について検討し、新しい産業や雇用を生み出していきます。

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
３ 産業の振興	(１)基盤整備 農 業	県営中山間総合整備事業 ほ場整備 小水力発電施設建設 農道・水路整備	長野県	町負担金
		多面的機能支払交付金事業 農地農業施設保全管理	長野県	町負担金
		強い農業づくり交付金 野菜予冷施設整備	上松町	
		アクセス道等整備 町道中ノ沢線改良工事 中ノ沢橋新設工事	上松町	
	(６)観光又はレ	棧史跡周辺整備	上松町	

	クリエーション	トイレ・遊歩道・景観整備		
		寝覚の床観光環境整備 遊歩道改修 景観整備 公衆トイレ修繕	上松町	
		風越山登山道環境整備 駐車場・トイレ・登山道・ 東屋・標柱・景観整備	上松町	
		赤沢自然休養林整備 遊歩道・軌道・東屋・車 両・駐車場・アクセス道 路	上松町	
		焼笹駐車場整備 駐車場・トイレ・待合室・交 流施設・ゲート・景観整備	上松町	
		木曽文化公園施設改修事 業	木曽広域 連合	町 村 分 担 金
	(8)過疎地域持 続 的 発 展 特 別 事 業	木曽駒ヶ岳登山道整備 登山道整備	上松町	
		商店街活性化事業 空店舗対策整備	〃	
		中山道・木曽古道整備 歩道改修・標識	〃	

(4) 産業振興促進事項

i. 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
----------	-----	------	----

上松町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	
-------	--------------------------------	----------------------------	--

ii. 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策及び（３）計画のとおり

iii. 他団体との連携

上松町小規模・中小企業振興基本条例に基づき、関係団体と金融機関、各種団体等と協働し地域経済の持続的発展及び町民の生活の向上を図ることで、持続可能なまちづくりを進めていきます。

広域行政においては、6町村からなる木曽広域連合等、各種施策の取組みを着実に推進し、産業の振興を図ります。

（５）公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

インターネット環境の発展はめざましく、高速で大容量のデータ通信が可能となりました。また、近年はSNSなど、個人での情報発信も容易となり、人と人とのコミュニケーションもSNSを通じて行われるようになっていきます。

一方、このSNSを通じた情報発信が、様々な犯罪やネットいじめと称する新たないじめに発展するなど、社会問題化しています。インターネットは便利な道具であるとともに、意識のないまま犯罪に荷担したり人を傷つけたりする可能性があることを認識する必要があります。また、幼少期から正しい情報社会の活用方法を学ぶ必要があります。さらに、情報格差が生じないように配慮するとともに、インバウンドに対応した情報環境の整備が求められています。

木曽広域ケーブルテレビの全線の光化が完了しました。今後、ますます町民への情報伝達手段として有効に活用することが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症対策において、デジタル化の遅れによる様々な課題が明らかになり、今後は社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）が必要となっています。新型コロナウイルスの感染拡大への対応など、人と人との接触をできる限り減少させることが求められるなか、これらの新技術の導入を積極的に進め、町民の生活環境の質の向上を図るとともに、企業活動、行政の効率化に取り組む必要があります。

(2) その対策

誰もがどこでも気軽に、そして安全に世界とつながることのできる情報化された町を目指し、幼少期から情報通信の利便性や危険性について学ぶ場を提供し、家庭環境の違いによる情報格差が生じないように、情報教育に取り組みます。

行政情報の発信について、若者から高齢者まで幅広く情報を届けるために、情報発信手法の多様化を図り、町民に確実に情報を届けるための木曽広域ケーブルテレビの有効活用を推進します。

また、町民や観光客等の利便性の向上を図るため、公共施設、観光施設周辺や、災害時対応として主要な避難所等へのWi-Fi環境の整備を推進します。

DX推進については、県及び県内市町村等で構成している長野県先端技術活用推進協議会において、関係機関等と連携し、オンライン申請やキャッシュレス決済の普及拡大といった利便性向上に向けた調査研究を行い、町民や企業等にとって魅力的なまちづくりを推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

4 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	システム強靱化機器更新事業 ICT利活用事業	上松町 木曽広域連合	町村分担金
-------------	---------------------	-------------------------------	-------------------	-------

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

上松町内には、国道 19 号、県道上松御岳線、県道上松南木曽線など多くの主要道路があります。

このうち、災害に強い道路ネットワークを目指して進められていた国道 19 号栈改良が、2014 年（平成 26 年）3 月に完了し供用が開始されました。これと並行して長野県が工事を進めている「木曽川右岸道路」についても、木曽町黒田から上松町小川を経由して登玉まで、供用されています。また、登玉から大桑村和村までの区間は 2020 年（令和 2 年）12 月に供用が開始され、上松町内における主要な幹線道路は、災害時の安全性向上のために複線化することができました。

また、町道については、生活道路を中心に利便性の向上のための道路の舗装工事や拡幅工事、落石防止対策に取り組むとともに、2015 年（平成 27 年）度より町が管理する 91 箇所の橋梁の定期点検を実施しています。

今後も、町民の利便性を確保するため、計画的に道路の整備、維持管理を行うとともに、道路橋梁、道路付属物については定期的な点検、必要に応じた修繕等を行う必要があります。

イ 農道・林道

農業経営、森林施業を効率的に進めていくため農道・林道は重要な基盤となります。また、通勤・通学などの生活道、集落間の連絡道として住民の生活に欠くことのできない役割を担うとともに、観光拠点を結ぶ観光ルートとしても機能しています。今後とも、多面的な機能を持つ農道・林道の整備、保守を計画的に進めるとともに、老朽化が著しい橋梁の長寿命化を図る必要があります。

ウ 公共交通

町内には、高齢者や運転免許を保有していない町民が自由に外出できる機会を確保し、安全かつ快適に利用できるコミュニティバス「ひのき号」が運行されています。このコミュニティバスは、町民相互の交流機会を充実させ、町全体の活性化を図ることを目的としつつ、北部では木曽町内の木曽病院や木曽福島駅に連絡しており、この木曽福島駅を起点としたおんたけ交通が運行する路線バスに連絡しています。また、南部では池の尻先のバス回転場で大桑村公共交通「くわちゃんバス」に連絡しています。

しかし、このコミュニティバスは、人口減少や利用者の減少など様々な理由により利用率が低迷しており、さらに運行は財政的負担が大きいものの、高齢者等にとって必要不可欠な移動手段となっています。今後は、町民の移動に関するニーズに対応しつつ、効率の良い運営が求められています。

J R 中央線は通勤、通学の重要な路線となっており、上松駅では J R 東海との乗車券

類販売の委託業務契約を締結し、駅が無人にならないための対応を行っています。

(2) その対策

ア 道路

住民が快適な生活を送ることができる道路がある町を目指し、国道 19 号について適切な整備、維持修繕、交通安全対策等、住民の利便性が向上されるよう関係機関に要請していきます。

県道では、木曽川右岸道路の早期全線供用に向け関係機関に要請するとともに、国道 19 号から木曽川右岸道路へのアクセス路の確保もあわせて要請していきます。

町道は、生活と経済活動を支える重要な生活路線であり、自動車や歩行者の安全性・利便性に加え、緊急時の活動の円滑性を確保する必要がある、住民生活にとって最も関わりのある路線です。集落と中心部、集落と集落、集落から主要幹線道路への効率的な連結ができるよう計画的に整備を行うとともに、計画的な道路・橋梁の定期点検と必要に応じた修繕等を推進します。また、生活道路における軽微な維持補修は、住民との協働により取り組みます。

橋梁については、「上松町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全的な修繕を実施し、安全で安心な道路サービスの提供を行います。

イ 農道・林道

農道・林道の持つ多面的機能が十分に発揮することができるために、計画的な維持、修繕、補修を進め、未舗装区間の解消、落石崩落防止施設など安全施設の充実を図るとともに住民との協働による農道・林道維持への取り組みを推進します。

また、橋梁は老朽化が進行していることから、安全確保のため計画的な点検、維持修繕に取り組み、橋梁の長寿命化を推進します。

ウ 公共交通

地域住民の誰もが自由に移動することのできる公共交通がある町を目指し、公共交通の利用実態調査等を実施し、効率的運航に向けた検討を進め、デマンドバス、デマンドタクシー等、関係機関と連携を取りながら、地域にあった多様な公共交通のあり方の研究をし、利用者が使いやすい運行に配慮した公共交通を実施していきます。また、バス事業者に対する支援についても取り組みます。

J R 中央西線は、通勤、通学、観光客にとって大変重要な路線としての役割を担っているため、今後も駅利用者の利便性の向上のため、上松駅が無人駅にならないためにも J R 東海との業務委託契約を継続します。また、塩尻、松本、中津川地域を通勤圏とできるよう運行改善を要請するとともに、リニア中央新幹線の開業を見据え、さらなる公共交通の利便性の改善に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道 路	町道新設事業 正島駅西線	上松町	
		町道道路改良修繕事業 ねざめ見帰線 天狗山公園線 高倉開拓線 ねざめ北線 上条線 倉本中線 町道駅前線 広小路見帰線 見帰歩道橋 駒ヶ岳線 小田野・田口線	上松町	
		橋 梁		
		橋架け替え事業 焼笹橋	上松町	
		道路施設補修事業橋梁長 寿命化修繕事業 長坂栈道橋 小脇橋 北股橋 川畑橋 黒田橋 巾橋 滑川大橋 新茶屋橋 旧旭橋	上松町	
		(2)農林道		
		林道改良修繕事業 大畑線 木曾駒山麓線	上松町 上松町	

		橋梁長寿命化(点検・計画策定・工事)	上松町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティバス運行事業 コミュニティバス運行委託(倉本線、吉野・焼笹線、上条・芦島線)	上松町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

町内の給水事業は、2006 年（平成 18 年）に簡易水道事業 1 箇所、2011 年（平成 23 年）に飲料水供給事業 4 箇所、簡易水道事業 2 箇所、2016 年（平成 28 年）に簡易水道事業 1 箇所を統合し、上松簡易水道として経営及び管理を一本化し、体制の強化と安定した事業運営、経営の健全化に取り組んでいます。これにより、町内の給水普及率は 98.4%（2019 年（令和元年））となっています。一方、給水区域における人口は減少することが予想されており、今後、水道事業の経営は厳しさを増すことが予想されます。

町民に安定して安全な水道水を供給するために、計画的な維持管理の実施と、必要に応じた料金の改定等を検討する必要があります。

イ 下水道施設

町の下水道事業は、1999 年（平成 11 年）の公共下水道事業から始まり、2004 年度（平成 16 年度）から供用を開始しました。計画整備面積 174 h a に対し整備率 94.8%、普及率 73.13% となり、維持管理に重点を置く時期となってきています。今後は、健全な運営に向け、加入率の向上を目指す必要があります。

公共下水道事業は、長期的に安定した事業運営を持続していくため、2019 年（平成 31 年）4 月より、これまでの「官公庁会計方式（下水道事業特別会計）」から「地方公営企業法を適用した（企業会計）」へ移行しました。人口減少が推測されるなか、健全な運営が求められています。

一方、下水道区域外では、合併浄化槽の設置を進めています。木曽川やその支流の自然環境や水環境を後世に残すため、設備の適正な維持・管理等への取り組みが必要です。

ウ 環境対策

近年、環境課題に対する社会の関心が高まっており、ごみの処理についても全国的に問題化されています。当町では、ごみ処理の有料化、分別収集による容器包装プラスチックの再資源化を実施しております。

当町のごみ処理は、木曽広域連合で運営する木曽クリーンセンターで処理をしており、当センターは 2018 年（平成 30 年）1 月に新可燃ゴミ焼却施設が竣工し運転が始まりました。

町全体で排出されるゴミの量は、増減を繰り返しているものの、全体として減少傾向にあります。この状態を維持するために町民一人ひとりが、ゴミの発生抑制、ゴミの適正な分別、資源化の徹底を続けていく必要があります。また、学校や地域でのゴミの減量化に対する教育活動も必要です。

エ 消防

当町の消防は、1991年（平成3年）に木曽広域消防本部が発足し、常備消防体制が確立しました。しかしながら、常備消防の活動範囲が広くなることから、各地域における自治消防の役割は重要となっています。

上松町の消防団は、2008年（平成20年）度から全4分団編成になりました。団本部が上松町役場にあり、総員153名の団員（2020年（令和2年）5月現在）が活動しています。団員は男性だけでなく女性も所属し、男性団員では気付かないような心配りで活躍しています。

一方、少子高齢化、人口減少、町外への通勤等を主な要因として消防団員の確保が厳しくなっています。身近な地域を守る消防団員を確保するために、企業に消防団活動への理解や協力を仰ぎつつ、町民の自治消防への意識の高揚を図っていく必要があります。

さらに、消防団員の技術の向上を図るとともに、消防設備についても消防計画に基づき更新を行う必要があります。

オ 公営住宅

町内には公営住宅として野口町営住宅等の町営住宅、及び、県営のねざめ団地があります。これらの公営住宅のうち、町営住宅は法定耐用年数が目前に迫っており、一部の住宅では老朽化による建て替えや大規模改修、修繕等の必要性が高まっています。このため、町では公営住宅長寿命化計画を策定し、計画的な改修等に取り組んでいましたが、修繕等が必要な住宅が多く残されているなか、取り組みの強化が求められています。

さらに、公営住宅は若者の定住やU・I・Jターンを促進するための居住場所の確保となっており、魅力ある公営住宅の提供が必要です。

（２）その対策

ア 水道施設

誰もが安全で、安心して使い続けることのできる水道水が供給するために、老朽化した水道管の更新整備を計画的に進め、有収率の向上を図るとともに、老朽管の更新に合わせ、大規模災害に強い耐震管路化を計画的に推進します。あわせて浄水場等の施設の計画的な維持管理、耐震化を進めます。

また、企業会計制度の趣旨に照らし合わせ、人口や水需要の動向を見極めつつ健全な運営に努め、利用者負担の公平性と運営財源の確保を図ります。

イ 下水道施設

清冽な水の流れを守り、水の恵みを後世に残すことができるように、公共下水道加入率の向上、下水道区域外の浄化槽整備を推進します。

上松浄化センター等、下水道関連施設の長寿命化を含めた適正な管理に努め、必要

に応じた設備の更新、修繕等を実施します。

また、災害発生時への対応の強化、環境に配慮した下水道事業の推進に努めるほか、必要に応じて下水道料金の見直しを行うなど、健全な下水道事業の運営に努めます。

ウ 環境対策

ごみの減量化、資源化を進め、環境負荷の少ない町を目指し、3Rと呼ばれるごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再資源化(Recycle)の取り組みを進めるとともに、海洋汚染等の環境問題を引き起こしている使い捨てプラスチックの減量化に向け、マイバック持参運動等を通じた意識啓発に取り組みます。

また、学校や地域でのごみ減量化等に係る教育活動の実践に取り組み、ごみ排出やごみ処理への意識の醸成を図ります。

エ 消防

火災の未然防止、火災発生時や救急時に迅速で適切な対応が可能な消防体制が整った町を目指し、消防団の重要性の理解を深め、消防団員の確保に努め、消防団員の処遇改善を検討し、消防技術の向上と継承、安全教育に取り組みます。また、女性消防団員、機能別消防団員の編成を行い、安定的な人員確保への取り組みを強化します。

消防施設については、今後も計画的な更新を図るとともに、様々な災害に対応できるよう消防体制の強化を図り、消防団協力事業所表示制度を活用し、町内企業に対する消防団活動への理解を企業に求め、消防団活動の円滑化を図ります。

オ 公営住宅

良好な住環境を提供するために、定期的な点検や必要に応じた修繕を計画的に実施し、利用者のニーズに対応できる住宅の整備や用地の確保に努めます。

若者の定住、U・I・Jターンの促進ため、住宅ニーズの状況把握に努め、誰もが住みたくする魅力ある公営住宅を提供します。

また、人口減少、高齢化に伴う需要の状況変化、施設の老朽化等を総合的に勘案し、ストックの用途廃止の検討も進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	上松簡易水道施設整備事業	上松町	
	(2)下水道施設			

	公共下水道	上松町公共下水道整備事業	上松町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	旧炉施設解体等事業	木曽広域連合	町村分担金
	(4)合併処理浄化槽	上松町合併処理浄化槽事業	上松町	
	(5)消防施設	防火水槽整備事業	上松町	
		小型動力ポンプ購入事業	〃	
		消防自動車整備事業	〃	
		水槽付消防ポンプ自動車購入事業	〃	
		消防ポンプ自動車購入事業	〃	
		小型動力ポンプ積載車購入事業	〃	
		消防詰所建築事業	〃	
		高規格救急自動車整備事業	木曽広域連合	町村分担金
		消防ポンプ自動車整備事業	木曽広域連合	町村分担金
		救急工作自動車整備事業	木曽広域連合	町村分担金
	(7)過疎地域持続的発展特別事業	消防指令システム機器賃貸借事業	木曽広域連合	町村分担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て

町内の14歳以下の年少人口は減少の一途をたどり、1980年（昭和55年）の国勢調査と比較して2015年（平成27年）は70%以上の減少となっています。今後も、この傾向は続くと言われており、少子化は町の活力の衰退を招くほか、将来の生産年齢人口にも大きく影響します。

町では、親の就業状況、生活様式の多様化に合わせ、上松町子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業を積極的に実施してきましたが、少子化には歯止めが掛かっていません。

今後も、家庭、学校、地域、行政が協働で支え合い、全ての親が安心して子育てし、全ての子どもが安全に、安心して成長することのできる環境の整備が求められています。

イ 高齢者福祉

町では、少子高齢化が進行するなか、2017年（平成29年）からは65歳以上の高齢者人口は4割を超えています。中でも85歳以上の人口割合の増加、一人暮らしや、高齢者のみの世帯、認知症の高齢者は増加しており、今後、介護や生活に支援が必要な高齢者の増加が予測されます。

町民の多くは住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることを望んでおり、高齢者の在宅生活の継続のためには、安否確認の推進や、移動手段の確保、緊急時の対応、生活支援事業などの施策の充実が必要です。また、上松町では80歳以上の方の介護保険の認定率が高くなっており、高齢者の健康づくりの取り組みも重要な課題です。町では、在宅福祉サービスの充実や介護予防事業の実施のほか、医療関係者、福祉関係者、ケアマネ、NPOなど関係機関と連携しながら、課題や施策などについて検討を行っています。

今後も、木曽広域連合の策定による介護保険事業計画の見直しと町の高齢者福祉計画の見直しを行いながら、高齢者の健康、生活、住まい、介護などを一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた各種施策や事業を推進していきます。

ウ 児童福祉

近年の少子化の傾向は、生活様式の変化による晩婚化、未婚率の上昇と密接な関係があることが分かっています。活力ある町を目指すためには、出会い・結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援が必要です。

家庭の事情などの理由により、子どもが心身ともに健やかに成長することへ影響を及ぼす事例が増えています。また、地域での繋がり希薄化や生活様式の多様化から、地域の子育て力も低下しています。

子どもが心身ともに健やかに育つためには地域で支え、必要に応じて関係機関が協力して取り組む必要があります。

また、家庭、学校、地域、行政等の関係機関が連携した、子どもの権利擁護、虐待の発生予防・早期発見、虐待発生時の迅速・的確な対応にも取り組む必要があります。

さらに近年、特別な対応を要する子どもの数も増えています。全ての子どもが安心して成長するための支援が必要です。

エ 障がい者福祉

2006 年度（平成 18 年度）に障害者自立支援法が施行され、障がい者の支援が身近な市町村で一元的に実施主体として位置づけられ、施設から地域生活への移行や障がい者福祉サービスの利用促進が図られてきました。2013 年度（平成 25 年度）には、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害の有無にかかわらず、自立した生活を送るために、本人や家族の意向を尊重しつつ生活支援や社会参加の機会を設けることが求められています。

木曽郡では、郡内の町村が共同設置している木曽圏域自立支援協議会を中心として、郡内の障がい（児）者の抱える課題の解決に向けて検討を行い、郡内の連携の強化やサービス提供体制等の整備を行ってきました。2018 年度（平成 30 年度）には地域生活支援拠点コーディネーターの設置を行い、緊急時の対応等の整備を行ってきました。

町では、障がい者相談支援事業所や総合支援センターとともに連携を取りながら、本人の意向に沿ったサービス提供や生活支援を進めるとともに、余暇活動についての助成を行うなど社会参加への支援を行っています。生きづらさを感じている発達障がい（児）者の就労や生活支援等の相談が増えており、施策の検討が必要です。

オ 保健

平均寿命の伸長が見られる一方、高齢化、生活環境の変化や食生活の変化等に伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病のリスクが増大しています。

町では町民の健康を維持・向上させるため、成人保健サービスとして各種健診、健康教室、運動教室等、様々な取り組みを行っておりますが、健康診断の定期的な受診による疾病の早期発見、運動や食生活の改善等、自らの健康を意識させるためのさらなる取り組みが必要です。

また、近年、社会生活の多様化や人と人との関わりに過剰なストレスを感じ、心の健康のバランスを崩す人が見られます。心の病は、家族や地域の住民を始めとした社会が支え合うことで、健康を取り戻すことができます。心の健康を維持するため、お互いが支え合うまちづくりが求められています。

さらに、育児を取り巻く環境も複雑化し、子育てに悩む家庭が増えています。子どもの健全な成長と身近に相談できる相手がいない等「孤」育て」とならないための支援体制の充実が求められています。

近年、予期せぬ新たな感染症が、人々の健康や社会経済に大きく影響をもたらして

います。これら新たな感染症への迅速な対応を行うために、感染リスクを減らす体制の整備を行うことが必要です。

また、今後高齢化が進む中で、高齢者が地域で健康に暮らすことが出来るよう、若い世代から高齢期まで切れ目のない取り組みが重要です。保健と福祉が連携して、予防事業のさらなる推進が求められています。

(2) その対策

ア 子育て

家庭、学校、地域、行政が協働で取り組む子育て、親育てにより、子どもの声が元気に響く町を目指し、家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代を担う子どもたちを安心して生み、育てるための支援をこれまで以上に充実させ、出産祝い金事業を始めとする様々な子育て支援策を展開します。

安全な保育環境を維持するため、保育施設の適正な維持管理、未満児保育へのニーズの把握による支援等、保育施設の充実を図ります。

保育園と地域との交流を推進し、高齢者とのふれあいによる世代間交流の充実を図ります。

また、親の悩みを早期に把握、解決し、「“孤”育て」とならないよう子育て支援センターの機能を充実させ、親が気軽に相談でき、親同士のコミュニケーションの場を提供することで、子育ての不安を解消し、子育てを楽しむことができるようになるための取り組みを推進します。

イ 高齢者福祉

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることのできる町を目指し、自助、互助、公助の考えに基づき、地域で支えあう体制整備を促進するとともに、買物支援等、高齢者福祉サービスの充実を図ります。

また、木曽広域連合、関係町村、介護サービス事業者と連携し、質の高い介護サービスの提供に取り組めます。

高齢者の社会参加を促すため、老人クラブ、公民館、シルバー人材センター、就労的活動支援コーディネーター等と連携を強化し、高齢者の就労や社会参加を支援します。

また、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に2名配置し、コーディネーターを中心として、地域の支えあい活動の推進や交流の場をつくり、併せて地域の支えあいサポーターの養成講座を開催して、研修を受けたサポーターを増やし、地域包括への取り組みを進めていきます。

ウ 児童福祉

すべての子どもたちが安心して健やかに成長することのできる町を目指し、上松町子育て世代包括支援センターを運営し、妊娠前から出産、子育てまでの切れ目のない支

援を推進し、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。

子どもの成長段階に応じた支援として、児童虐待防止や家庭の問題、児童の生育に係る問題の早期発見・早期支援のために、要保護児童対策地域協議会・母子保健連絡会を定期的に開催するとともに、親向けの各種教室を開催し、子どもとの接し方や子育てに悩みを抱える親を支援します。

また、病児・病後児保育のニーズに応じた体制の整備の検討、放課後の子どもの居場所を提供するため放課後児童クラブ等の積極的な活用を推進し、特別な対応が必要な子どもへの支援に取り組みます。

エ 障がい者福祉

障がい（児）者が必要なサービスを受けることができ、社会の一員として自分らしく過ごすことができるために、障がい（児）者が利用しやすい道路、公共交通、公共施設の整備を推進し、障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連携し、生活の場の充実を図ります。また、障がい（児）者福祉サービスや施設の整備を推進します。

地域の事業所、障がい者就労支援施設等と連携を強化し、障がい者が自立するための就労支援に取り組みます。

また、発達障がい者サポーター養成講座を開催し、地域での発達障がいに対する理解者を増やしていきます。

オ 保健

町民誰もが、生涯にわたり健康に過ごすことができる町を目指し、地域保健活動の拠点として機能している上松町健康増進センターの施設機能の維持、向上を図るため、適正な改修を行い、維持管理に努めます。

住民の健康づくりの支援、知識と意識の向上を図るとともに、町民の健康維持のため、各年代に応じた検診（健診）を行い、健康増進への取り組みを強化します。また、生活習慣病予防、心の健康等の取り組みの充実を図ります。

子どもの健全な発育発達支援として、食育への取り組みや、上松町子育て世代包括支援センターを適切に管理・運営し、子どもの発達相談や、心を配ることが必要な育児世帯への相談・支援を切れ目なく継続し、子育て支援の一環として、出産祝い金制度・在宅での育児支援等の充実を図ります。

また、上松町新型インフルエンザ等対策行動計画により、近年の新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策のように、住民ひとりひとりが手指消毒・マスクの着用等、個々での対応策を周知・啓発し、併せて公共施設の手洗いを非接触型とする等の対応に努めていきます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上	(1) 高齢者福祉施設	養護老人ホーム木曾寮移転改築事業	木曾広域連合	町村分担金
	(7) 市町村保健センター及び母子健康センター	上松町健康増進センター照明改修工事	上松町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	買い物支援事業	上松町	
		出産祝い金事業	〃	
		就学祝い金事業	〃	
		子育て支援学校給食費補助事業	〃	
		在宅育児応援事業	〃	
		高校生通学費等助成事業	〃	
		地域活動支援センター修繕事業	〃	
		いきいき健康地域づくり事業	〃	
		冬季生活支援事業	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内2箇所の診療所、1箇所の歯科医院、薬局は、町民が安心して健康な生活を送るために欠かせない施設となっています。また、県立病院機構木曽病院は、災害拠点病院及び地域の中核病院としての役割を担い、365日24時間救急対応をしている重要な病院です。

さらに、地域包括ケア体制による医療と介護の連携も重要となっています。

今後、高齢化のさらなる進展が予測されるなか、町民が安心して医療を受けることのできる体制の維持が課題です

また、若者の流出に伴い、看護師においても木曽以外の地域で免許取得後、木曽地域へ戻り就業する看護師が少なく、このため、木曽地域の医療機関においても看護師が不足し、医療提供に影響が及んでいます。

(2) その対応

町民の誰もが必要とする医療を、いつでも受けることのできる町を目指し、木曽広域連合など関係機関等と連携を図り、県立木曽病院の診療体制の維持に努めます。

また地域医療機関等との連携を深め、住み慣れた地域で生活し続けるための在宅医療体制の整備を推進します。

医療機関等における看護師不足の解消を図るため、木曽広域連携事業として木曽地域の保健師・看護師等の確保に努めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(7)過疎地域持続的発展特別事業	木曽広域連合看護師等奨学資金	木曽広域連合	町村分担金

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画との整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育

小学校の児童数は1959年（昭和34年）の1,324人を最高に以降は年々減少を続け、2019年（平成31年）4月1日現在では、167人となり、さらに減少傾向にあります。

小学校の校舎及び併設されている給食センターは、改築から30年以上の期間が過ぎ、児童が快適に学校生活を送るため2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）に中規模な改修工事が実施されました。

中学校の生徒数は1962年（昭和37年）の815人をピークに減少が続き、2019年（平成31年）4月1日現在では100人となっています。校舎は1995年度（平成7年度）から1996年度（平成8年度）にかけて全面改築をしましたが、より快適な学びのための改修等が必要となっています。

一方、町では2014年（平成26年）3月（2015年（平成27年）に一部修正）に上松町教育振興基本計画を策定し、将来を担う子ども達が郷土への愛着を醸成しつつ、激動の時代に対応できる力を養うために、体系立てた教育指針に基づく教育に取り組んでいます。

今後、子どもの数のさらなる減少が危惧されるなか、家庭、地域、学校、行政が連携して教育に取り組み、次代を担う子どもを育てることが必要です。

さらに、近年、障害や様々な事情による、特別な配慮が必要な子どもが増えています。全ての子ども達が楽しく学校生活を送ることのできるよう、様々な視点に立った対応が求められています。

イ 社会教育

生涯学習の推進には公民館が大きな役割を担っています。上松町には集落単位に29の分館があり、それぞれ地域に根ざした独自の活動をしています。本館では、世代を超えたさまざまな学習会や町民運動会などのイベントを実施しながら地域のリーダーとして活躍する分館役員などの人材の育成に力を入れています。また、サークル活動は「芸術・文化・制作」が15団体、「音楽」が10団体、「踊り・運動」が5団体、その他に「英会話」「手話」が各1団体ずつ活動しており、町民の学びの場を提供しています。さらに、総合型地域スポーツクラブや体育協会も、町民が主体的にスポーツを楽しむことができる環境への取り組みを行っています。

近年、社会環境の変化に伴い、町民の生涯学習に対するニーズは多様化、高度化しつつあります。

町民一人ひとりが生涯にわたって、心の豊かさや生きがいに繋がるような学習活動に取り組むことができ、さらにその成果を人づくりや地域づくりに生かすことができるような、柔軟で活力のある生涯学習社会の実現が望まれています。

(2) その対策

ア 学校教育

自然豊かな四季を感じつつ、郷土への愛を育む教育を実践する町を目指し、子供たちの学びの環境をよりよくするため、老朽化が進む学校施設等の改修を行い、適正な維持管理に努め、児童数・生徒数の減少に伴う空きスペースの有効利用を推進します。あわせて教職員住宅、学校関連施設の適正な維持管理を行い、施設整備等の充実を図ります。

地域と連携した教育体制の充実を図り、地域食材を可能な限り取り入れた地産地消による食育の推進などを通じ、郷土愛の醸成に取り組みます。

また、きめ細かな教育環境を実現するため、必要に応じて加配講師、学習支援員の配置や、高度情報化社会、グローバル社会に対応するため、A L Tの配置やI C T環境の整備に取り組み、社会の変化に対応できる教育を推進します。

イ 社会教育

町民自らの学びが自己実現につながり、その学びを地域づくりに生かすことができるよう、町民一人ひとりが生涯にわたって自主的・自発的に取り組む学びの場を提供するとともに、多様な学びに対応できるための施設や備品等の整備を計画的に進めます。さらに、上松町ひのきの里総合文化センターや、上松公民館など集会施設の計画的な改修や適正な維持管理を行います。また、幅広い年齢層が楽しむことのできる各種教室や、イベント等を開催し、世代間交流の推進を図ります。

地域住民が自主的・主体的にスポーツに取り組むため、総合型スポーツクラブ一般社団法人ひのきっ子ゆうゆうクラブなどの活動を支援し、生涯スポーツを通じた健康づくりへの取り組みや、スポーツを通じた交流の取り組みを強化します。

施設面では、町民のニーズに合った体育館等スポーツ施設の新設や、既存施設の改修、計画的な維持管理に努め、さらなるスポーツ環境の充実及びスポーツ文化の振興を図ります。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連施設	上松小学校特別教室空調設備整備事業	上松町	
	校 舎	上松中学校特別教室空調設備整備事業	〃	
		上松町学校給食センター改修工事	〃	
	屋外運動場	上松小学校校庭照明 LED改修事業	上松町	
	(3)集会施設、体育施設等			

	その他	ひのきの里総合文化センター事業	上松町	町負担金
		B & Gプールろ過機更新事業	〃	
		県営中山間地域総合整備事業(グラウンド新設)	長野県	
		子ども第三の居場所構築事業	上松町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	上松小学校校舎等維持修繕事業	上松町	
		上松中学校校舎等維持修繕事業	〃	
		教員加配	〃	
		外国語指導助手招致事業(ALT)	〃	
		教員住宅維持修繕事業	〃	
		下河原運動場施設整備事業	〃	
		寝覚運動場施設整備事業	〃	
		荻原体育館施設整備事業	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

少子・高齢化が進み、コミュニティの存続が難しくなっている地区があります。また、65歳以上の住民が過半数を占める限界集落もあり、地区の役員の引き受け手がなく、行事や祭事などの取り組みが難しくなっている地区もあります。同時に空き家の軒数も増加傾向にあり、空き家バンク制度の周知は行っているものの物件登録まで至らない空き家が数多くある状況です。そのためU・I・Jターン希望者、長野県上松技術専門校卒業生の住居の確保に支障をきたしています。近年の核家族化の進行もあり、町では計画的な住宅対策を実施していますが、十分な環境とはいえません。

住み慣れた地域で、地区のコミュニティを存続しつつ暮らし続けるためには、町民と協働のまちづくりが重要となります。

また、コミュニティのあり方、行事、祭事などの取り組み方法などを検討し、実情に合ったコミュニティづくりを検討する必要があります。

(2) その対策

住み慣れた地域で、町民同士が助け合いながら暮らし続けることのできるコミュニティのある町を目指して、各地区の現状と抱える課題を把握し、必要に応じた支援を行います。

地区住民との対話により実情に合ったコミュニティづくりを検討し、地区コミュニティのあり方や存続に向けた取り組みを行います。

また、コミュニティ機能の低下した地域の機能回復を図るため、定住促進団地の住宅整備及び改修事業を積極的に推進し、町内転居、U・I・Jターン希望者等地域の実情に即した住環境の整備を行います。あわせて空き家バンク制度の周知徹底を図り、空き家の有効活用を推進し、町内の空き家の解消に向けた取り組みを強化します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(1) 過疎地域 集落再編整備	定住促進住宅建設事業	上松町	
		定住促進住宅改修事業	〃	
		地域コミュニティ施設整備	〃	
		定住促進住宅駐車場整備	〃	
	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業	定住促進住宅改修事業	上松町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町内には、国指定名勝の寝覚の床を含め、国2件、県4件、町31件の文化財があります。内訳は、有形文化財17件、民俗文化財4件、記念物16件、合わせて37件です。これら文化財は町民の貴重な財産であり、詳細な調査を実施した上で、計画的で適正な保存・管理、有効活用等が課題となっています。

また、町内には歴史、文化、生活風習と密接に結びついた貴重な無形文化遺産も数多く存在しています。後継者不足や生活様式の変化によって継承が難しくなっていますが、守り伝えていくための取り組みが必要です。

(2) その対策

文化財、伝統文化、伝統行事等は郷土の貴重な財産として守り伝えるため、指定文化財の有効な活用について検討を進めるとともに、指定文化財の保存管理方針を定め、適正な管理、保存を行います。

また、地域に残されている伝統文化の調査研究及び整理をし、記録に残す取り組みを行います。伝統文化や伝統芸能を保存・保護・継承する団体等の育成及び活動を支援します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の振興 等	(1) 地域文化 振興施設等	町指定文化財整備事業 (文化財31件)	上松町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

世界規模で進む地球温暖化により、様々な影響が顕在化しつつあります。地球温暖化の主要な原因とされる化石燃料の消費を低減し、再生可能エネルギー等への転換が求められています。また、温室効果ガスの吸収源としての森林の維持、整備が求められています。

さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）」では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとしてされています。さらに、2020年（令和元年）10月26日、第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。今後、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことが求められています。

一方、町内には、多くの中小河川、農業用水路があり、これらを活用した小規模水力発電所の設置が可能です。県営中山間総合整備事業により吉野地区農業用水を利用した吉野小水力発電所が令和4年度完成予定となっています。今後も町の自然環境を守るために、小規模水力発電所の設置と発電した電力の有効活用に向けた調査・研究が必要です。

(2) その対策

町民の理解を得ながら再生可能エネルギーの積極的な活用、省エネ等による持続可能な町づくりを推進するため、温室効果ガスである二酸化炭素排出抑制のため、省エネ、省資源化対策を総合的に進め、家庭、事業所、公共施設等で環境負荷の少ない機器の使用に取り組むとともに、植林、間伐等、森林施業による温室効果ガスの吸着減の拡大を図ります。

また、公共施設等における再生可能エネルギーの活用を推進し、必要に応じた改修を行います。さらに一般家庭での再生可能エネルギーの積極的な導入を働きかけ、必要な支援を行います。既存施設では、吉野小水力発電の収益を効率的に活用し、再生可能エネルギーの積極的な活用に向けた取り組みをします。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	町有施設再生可能エネルギー導入検討	上松町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 旧庁舎解体、跡地利用

上松町では、令和3年(2021年)3月に懸案であった役場新庁舎が完成し、同年5月より、新庁舎での業務がスタートし、町民に対するきめ細かな行政サービスが図られるとともに、業務の円滑化が図られました。

今後は、駅前に立地する旧庁舎の解体、解体後の跡地利用について検討をし、町民誰もが訪れやすい場の提供とする必要があります。

イ 地籍調査

上松町の公図は明治中期に作成されたものが多く、現地と合致しないものもあります。登記簿と実測の面積で相違のある場合が多く、土地取引を行う上で基礎資料とするには不十分な状況であるとともに、地域開発や土地利用にも支障がある状態です。

土地利用の基本となる公図について、地域開発や適正な土地取引、土地等に係わるトラブルを未然に防ぐためにも、国の補助制度を活用した国土調査を実施することが求められています。

(2) その対応

ア 旧庁舎解体、跡地利用

旧庁舎解体、跡地利用に関し、町民や駅前商店街等との意見交換を行い、町民が利用しやすく、訪れやすい場とするための検討を行い、早期解体に向けた取り組みを行います。

イ 地籍調査

公共事業に限らず土地取引を円滑に進めるために、国土調査の成果は重要な役割を果たします。財政状況等を勘案しながら長期計画に基づき、国土調査を進めるとともに、調査の推進の支障となる権利未設定や、相続登記手続きを行うよう地権者に促します。また、不在地主対策等の研究を行います。

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		旧庁舎解体事業 地籍調査事業	上松町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

本計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、上松町公共施設等総合管理計画と整合性を取りながら、総合的な利活用を推進します。

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4)過疎地域持続的発 展特別事業	空き家片付け・改修促進事 業	上松町	当該施策の効果は将来に及ぶ
		結婚祝い金事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		結婚新生活支援補助金	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		UIJ ターン就業・創業移住支 援事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
3 産業の振興	(8)過疎地域持続的発 展特別事業	木曾駒ヶ岳登山道整備	上松町	当該施策の効果は将来に及ぶ
		登山道整備		
		商店街活性化事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		空店舗対策整備	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		中山道・木曾古道整備	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		歩道改修・標識	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
5 交通施設の整 備、交通手段の確 保	(4)過疎地域持続的発 展特別事業	コミュニティバス運行事業 コミュニティバス運行委 託（倉本線、吉野・焼笹 線、上条・芦島線）	上松町	当該施策の効果は将来に及ぶ
6 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発 展特別事業	消防指令システム機器賃貸 借事業	木曾広域 連合	当該施策の効果は将来に及ぶ
7 子育て環境の確 保、高齢者等の保 健及び福祉の向 上	(8)過疎地域持続的発 展特別事業	買い物支援事業	上松町	当該施策の効果は将来に及ぶ
		出産祝い金事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		就学祝い金事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		子育て支援学校給食費補助 事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		在宅時応援事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		高校生通学費等助成事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		地域活動支援センター修繕 事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		いきいき健康地域づくり事業 冬季生活支援事業	〃 〃	当該施策の効果は将来に及ぶ 当該施策の効果は将来に及ぶ

8 医療の確保	(7)過疎地域持続的発展特別事業	木曾広域連合看護師等奨学資金	木曾広域連合	当該施策の効果は将来に及ぶ
9 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	上松小学校校舎等維持修繕事業	上松町	当該施策の効果は将来に及ぶ
		上松中学校校舎等維持修繕事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		教員加配	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		外国語指導助手招致事業(ALT)	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		教員住宅維持修繕事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		下河原運動場施設整備事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		寝覚運動場施設整備事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
10 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	荻原体育館施設整備事業	〃	当該施策の効果は将来に及ぶ
		定住促進住宅改修事業	上松町	当該施策の効果は将来に及ぶ

策定（変更） 履歴

令和３年１０月２８日 本計画策定（上松町議会議決）

令和４年２月１８日 本計画変更（事業の追加、字句訂正）